

特記仕様書

委託名：弁栓類現地点検調査業務

履行場所：交野市内

履行期間：契約締結の日から令和8年12月18日まで

第1条 適用

本業務の履行にあたっては、本業務委託契約図書（契約書、金抜き委託設計書、業務箇所位置図、業務仕様書）及び「水道施設設計業務委託標準仕様書 交野市水道局」、「水道施設設計業務委託標準仕様書 日本水道協会(最新版)」、「水道施設維持管理業務委託積算要領(管路等管理業務個別委託編) 日本水道協会(最新版)」、大阪広域水道企業団の「請負工事及び委託必携(最新版)」(以下「委託必携」)をはじめ、業務委託に関する諸法令及び指針に従うこと。なお、大阪広域水道企業団の委託必携の URL は、以下のとおりである。

https://www.wsa-osaka.jp/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/6343.html

第2条 特記事項

委託必携に定める測量・設計業務共通仕様書(以下「共通仕様書」)に対する特記事項を本仕様書で定めるものとする。なお、業務委託契約書で定める設計図書のうち仕様書とは、標準仕様書、共通仕様書及び本特記仕様書をいう。

第3条 優先順位

業務委託契約書に定める設計図書の優先順位は、①補足説明書及び質問回答書、②特記仕様書、③図面、④金額を記載していない設計書、⑤委託必携等とする。

第4条 業務責任者

業務責任者は、水道管路施設管理技士2級以上の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。

なお、当該調査業務において、外業を行う際には、現場に専任する必要があるが、内業を行う場合は、この限りではない。

第6条 業務の目的及び概要

本業務委託の目的は次のとおりである。受注者は、目的の意図するところを十分理解し、豊富な経験及び知識をもって作業を進めなければならない。

(目的及び概要)

本業務は交野市内の仕切弁等の弁栓類の位置・状態等について点検及び調査を行うことを目的とする。なお、点検調査については目視による状態確認程度の簡易的なものとし、清掃などは含まれない。標準作業としては、作業計画書を作成した後、水道マッピングシステムのデータを元に弁栓類の位置確認を現地で行う。その際、データに欠損があった場

合は、位置等の情報を別途報告する。その後、蓋が開閉できるかの確認、内部の状態を目視にて確認、スピンドルまでの深さをメジャー等により計測、弁類自体が道路面から±30mm以上の差があった場合は別途報告する。この一連作業を標準とする。また現場にて疑義が生じた場合は監督職員の指示を仰ぐこととする。

第7条 法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり、道路法、道路交通法、騒音規制法、その他関係諸法令、規則等を遵守すること。もしこれらの関係法令により届出を要するときは、受注者において行うものとする。

第8条 一般的注意

受注者は、発注者及び所轄管公署の許可なく交通を制限し、もしくは公衆の迷惑になるような行為をしてはならない。

第9条 現場管理

- ① 受注者は、調査の期間中、赤色警告灯及び標識等を用意すると共に調査員は、安全チョッキを着用する等、安全対策に万全を期さなければならない。
- ② 調査中の事故、災害については、原因の如何にかかわらず受注者の責任において処理するものとし、発注者は一切の責任を負わない。万一事故が生じた場合は、臨機応変な措置をとり速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。
- ③ 調査中受注者が、発注者の給配水管を損傷又は破損させたときの修理は、受注者の費用負担にて、発注者が指定した水道事業者に行わせるものとする。
- ④ 調査中調査員は、身分証明書、腕章等を常に携帯し、調査のため宅地内に立ち入るときは、所有者又はこれに代わる者にその目的を説明して了解を得ること。又、夜間は立ち入りしないこと。

第10条 損害賠償

本調査中において受注者の故意、又は過失により生じた事故、及び損害はすべて受注者の責任において誠意をもって処置し賠償するものとする。

第11条 諸手続き

受注者は、本調査実施に関し事前に所轄の警察署等に作業内容、実施日時を必要に応じで連絡するとともに、発注者にその内容を報告すること。

第12条 調査業務

(弁栓点検調査)

弁栓類について点検調査を行うものとし、調査数量及び調査方法については以下とする。

- ・ 調査数量 計 10,484 個

(仕切弁 8575 個、消火栓 1478 個、空気弁 427 個、減圧弁 4 個)

※なお、上記の数値は水道マッピングシステム上の数値であり、現地で増減が発生する可能性がある為、留意すること。

・調査方法

- ① 水道マッピングシステムに記載された弁栓類が現地に存在するかを確認すること。
- ② 弁栓類の鉄蓋が正常に開閉できるかを確認すること。鉄蓋を閉める際はガタツキや破損等をしないよう注意すること。
- ③ 弁体内部状態を目視にて確認する。その際、スピンドルまでの深度をメジャー等により測定すること。また、土や水等で埋まっている場合の測定方法については発注者と協議によって決定する。
- ④ 弁類自体が道路面から±30 mm以上の差があった場合は別途報告する。
- ⑤ その他、疑義が生じた場合は監督職員に報告し指示を仰ぐこととする。

第13条 成果品

業務における成果品は以下の通りとし、提出部数は2部とする。

- ① 作業日誌
- ② 写真台帳
- ③ 弁栓点検結果一覧表
- ④ 弁栓点検結果一覧表 Excel データ (CD-R)
- ⑤ 各種点検記録表(水道施設維持管理業務委託積算要領(管路等管理業務個別委託編)参考資料を参照)
- ⑥ 弁栓点検に使用した紙図面(点検結果のメモなどが記載されていること)
- ⑦ 報告書

第14条 その他

本特記仕様書に定めのない事項または本特記仕様書に疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議して定めるものとする。